

平成 18 年度

都市・地域整備局関係予算内示要旨

平成 17 年 12 月 20 日

国土交通省都市・地域整備局

問い合わせ先
国土交通省都市・地域整備局
総務課 植企画官
03-5253-8111(内32102)
03-5253-8395(直通)

1. 平成18年度 都市・地域整備局関係予算内示総括表

(1) 国 費 (単位:百万円)

事 項	前年度予算額 (A)	内 示 額 (B)	対前年度倍率 (B/A)	備 考
下 水 道 事 業	752,332	(710,589)	(0.94)	
都 市 公 園 事 業	123,461	689,589	0.92	
都 市 環 境 整 備 事 業	305,219	116,587	0.94	
都 市 街 道 地 境 整 備	252,017	343,457	1.13	
都 市 路 環 境 整 備	2,200	290,190	1.15	
都 市 水 環 境 整 備	51,002	2,200	1.00	
土 地 区 画 整 理 事 業 資 金 貸 付 金	660	51,067	1.00	
小 計	1,181,672	1,149,838	0.97	

1. 本表は、国土交通省関係ベースである。
2. 都市環境整備事業については、他局との共管分を含む。
3. 下水道事業の上段()書きに、都市水環境整備のうち下水道事業分を含んだ場合の再計は、756,286百万円(前年度798,119百万円、倍率0.95倍)である。
4. 都市公園事業に都市水環境整備のうち都市公園事業分を含んだ場合の再計は、121,957百万円(前年度128,676百万円、倍率0.95倍)である。

事項	前年度予算額 (A)	内示額 (B)	対前年度倍率 (B/A)	備考
街路事業	504,346			
土地区画整理事業	366,391			道路整備事業全体として、
市街地再開発事業等	114,430			2,983,201百万円の内示があつたが、各道路種別の金額につ
街路交通調査	22,008			いては、未調整である。
都市再生事業資金貸付金等	1,517	200		
道路特会計	504,546	—	—	
都市・地域整備局 (公共事業関係費)計	1,686,218	—	—	
災害関係	414	538	1.30	
行政経費	5,734	5,943	1.04	

1. 本表は、国土交通省関係ベースである。
2. 道路整備事業全体内示額には、道路関係社会資本を含む。
3. 街路事業には、地方道路交付金事業、連続立体交差開連公共施設整備事業及び電線共同溝整備事業を含む。
4. 都市再生事業資金貸付金等には、連続立体交差事業資金貸付金を含む。

(2) 財政投融資資金

(単位：百万円)

区分	前年度(A)	内示額(B)	倍率(B/A)
都市開発資金特会	4,800	3,400	0.71
独立行政法人都市再生機構 (都市機能更新)	14,731	4,800	0.33
独立行政法人奄美群島振興開発基金	300	300	1.00

II 内示要旨

○ 下水道事業

1. 下水道総合浸水対策緊急事業の創設については、認められた。 [別紙 1]
2. 下水道地震対策緊急整備事業の創設については、認められた。 [別紙 2]
3. 高度処理共同負担事業に係る国庫補助対象範囲の拡充については、
認められた。 [別紙 3]
4. 新世代下水道支援事業制度の拡充については、認められた。 [別紙 4]
5. 都道府県過疎代行制度の拡充については、認められた。 [別紙 5]

○ 都市公園事業

1. 地域防災拠点となる防災公園の創設については、認められた。 [別紙 6]
2. 広域避難地・避難路となる防災公園の対象要件の拡充については、
認められた。 [別紙 7]
3. 津波対策となる防災公園の拡充については、認められた。 [別紙 8]
4. 防災公園街区整備事業の対象地域の追加については、認められた。 [別紙 9]
5. 防災公園等機能強化推進事業の創設については、認められた。 [別紙 10]

○ 都市環境整備事業

1. 市街地再開発事業等の拡充については、認められた。 [別紙 11]
2. 都市再生区画整理事業の拡充については、認められた。 [別紙 12]
3. 都市再生交通拠点整備事業の拡充については、認められた。 [別紙 13]

4. 都市防災総合推進事業の拡充については、認められた。 [別紙 14]
5. 暮らし・にぎわい再生事業の創設については、一部認められた。
うち、都市機能まちなか立地支援事業の創設については、認められない。 [別紙 15]
6. エコまちネットワーク整備事業の創設については、認められた。 [別紙 16]
7. 宅地耐震化推進事業の創設については、認められた。 [別紙 17]
8. まちづくり交付金の拡充については、認められた。 [別紙 18]
9. 民間都市開発推進機構による
 ①参加業務、融通業務の支援対象地域に係る特例措置（三大都市の一定地域についても対象地域とする）の延長については、認められた。
 ②参加業務、融通業務等の支援限度額に係る特例措置（建築利便施設整備費の全額を支援限度額に算入する）の延長については、認められた。
 ③国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画区域内における参加業務、融通業務の拡充については、認められた。
 ④国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画区域内におけるまち再生出資業務の拡充については、認められた。

} [別紙 19]

○ 街路事業

1. 連続立体交差事業を支援する融資制度の創設等については、認められた。 [別紙 20]
2. 連続立体交差事業の採択基準の拡充については、認められた。 [別紙 21]
3. 都市交通戦略策定調査費補助の創設については、認められた。 [別紙 22]

○ 独立行政法人都市再生機構

1. まちなか再生・まちなか居住推進型出資金制度の創設については、認められた。 [別紙 23]
2. 事業費
- | | | |
|-------------------|----------------|----------------|
| 都市機能更新事業 | 5 3, 8 7 6 百万円 | (対前年度比 0. 8 4) |
| 防災環境軸整備事業 | 2, 5 0 0 百万円 | (対前年度比 1. 3 2) |
| 土地有効利用事業 | 4 6, 0 7 9 百万円 | (対前年度比 0. 9 6) |
| 防災公園街区整備事業 | 1 1, 4 9 8 百万円 | (対前年度比 0. 9 7) |
| 宅地供給推進事業 | 1 8, 4 5 6 百万円 | (対前年度比 0. 6 6) |
| まちなか再生・まちなか居住推進事業 | 3, 0 0 0 百万円 | (皆 増) |

○ 日本下水道事業団

業務運営費補助金 4 2 9 百万円 (対前年度比 0. 9 6)

○行政経費

<主な新規事項等>

- | | |
|---|-----------|
| 1. 防災集団移転促進事業 | 996百万円 |
| 平成16年新潟県中越地震被災地での安全な住宅・宅地の確保のため、平成18年度においても所要額を計上し、これらの被災地において行われる防災のための集団移転の円滑な促進を図る。 | |
| 2. 都市地方連携推進事業の拡充〔別紙 24〕 | 343百万円の内数 |
| 都市と地方の連携、交流を進める先導的な事業であり、市町村同士の連携事業に加え、市町村がNPO、商工会、組合、まちづくり団体など多様な主体と連携して行うものを対象事業として追加する。 | |
| 3. ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた地域づくり推進調査 | 19百万円 |
| 本格的な高齢社会の到来等を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた地域づくりに向けて、都市部だけでなく、車中心社会の地方部なども対象に、ハード施策及びソフト施策の活用等について、有効性、実現可能性について調査検討を行う。 | |
| 4. 新たな国土計画体系に対応した大都市圏整備方策の検討調査経費 | 39百万円 |
| 大都市圏を取り巻く状況が大きく変化している中、平成17年度における国土計画体系の抜本見直しを踏まえ、成熟社会に対応した居住の質の重視や都市の国際競争力強化等の観点から、時代に即応した大都市圏整備に取り組んでいく上での中長期的な課題及び方策を明らかにする。 | |
| 5. 地球環境問題等に対応した総合的な都市緑化推進方策検討調査経費 | 24百万円 |
| 京都議定書目標達成計画に基づく温室効果ガス吸収源対策、ヒートアイランド対策を主眼とし、地方公共団体等が地球環境問題等に対応した緑の取組を進めるため、定量的な効果の予測・算出手法の提示と、これを踏まえた総合的・効果的な政策展開の支援を図る。 | |
| 6. 道路交通適正化のための公共交通利用促進施策〔別紙 25〕 | 250百万円 |
| 道路交通適正化の観点から、情報技術を活用して公共交通機関の利用を促進するためのシステムの開発及び実証実験等を実施する。 | |

○離島振興及び奄美群島振興開発の推進（公共事業関係費）

離島振興対策実施地域及び奄美群島の地域において、総合的な振興開発の推進を図るため、これらの地域に係る公共事業予算について、農林水産省所管分等を含めて予算の一括計上を行っている。

地域計上予算国費総括表

(単位：百万円)

区 分	離 島	倍 率	奄 美	倍 率
国土交通省関係				
治山治水	5,814	0.99	1,671	0.97
治 水	3,969	0.97	1,417	0.93
海 岸	1,845	1.04	254	1.27
道路整備				
幹線道路	21,088	0.87	6,834	0.90
港湾空港鉄道等	17,675	0.79	6,711	0.90
港 湾	17,168	0.93	6,296	0.86
空 港	507	0.13	415	3.05
住宅都市環境整備				
都市環境整備	25	0.81	116	0.77
下水道水道廃棄物処理等	3,720	0.86	563	0.80
下 水 道	3,630	0.87	563	0.80
都市公園	90	0.54	0	-
国土交通省関係分計	48,322	0.85	15,895	0.90
農林水産省関係	44,557	0.91	15,379	1.01
厚生労働省関係（簡易水道）	2,005	0.83	436	0.88
環境省関係（廃棄物処理）	648	0.61	473	1.63
合 計	95,532	0.87	32,183	0.96

※道路整備事業、都市環境整備事業、下水道事業、都市公園事業の全部若しくは一部に
係る公共事業費は再掲

○特定地域振興対策の推進（行政経費）

特定地域予算国費総括表

(単位：百万円)

区 分	内 示 額	対前年度 倍 率
奄 美 振 興	466	0.97
小 笠 原 振 興	1,616	0.96
離 島 振 興	247	0.98
豪 雪 地 帯 振 興	175	0.93
半 島 振 興	68	0.86

下水道総合浸水対策緊急事業の創設

下水道事業課

1. 背景・目的

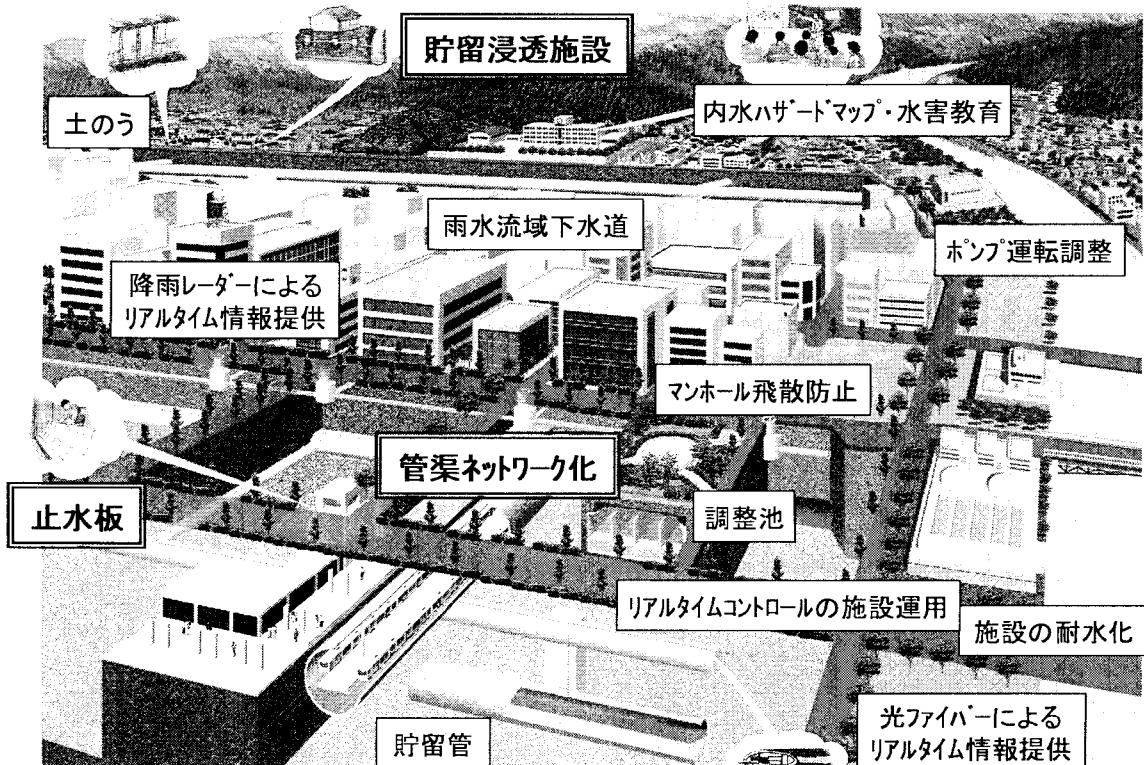
下水道の浸水対策として、効率的なハード対策の着実な整備に加え、効果的な浸水被害軽減を誘導する自助の取り組みを推進し、そのためのソフト施策の充実を図ることにより緊急かつ効率的に再度災害防止及び浸水被害の最小化を目指す。

2. 概要

地下街や一定規模の浸水実績があるなど、浸水防止を緊急的に実施すべき地区において、重点的なハード対策に加え、ソフト対策の強化や自助による取組も盛り込んだ計画期間5年間以内の「下水道総合浸水対策緊急計画」を地域住民等と共に策定（計画策定期間は平成18年度より3年間以内とする。）し、下水道の浸水対策を緊急かつ重点的に推進する。

3. 事業効果

近年、下水道の計画を超える集中豪雨によって人命や都市機能に関わる大きな被害が発生しているが、本制度の創設により緊急かつ効率的に再度災害防止及び浸水被害の最小化が図られる。



[] を現行の補助対象に追加

下水道地震対策緊急整備事業の創設

下水道事業課

1. 背景・目的

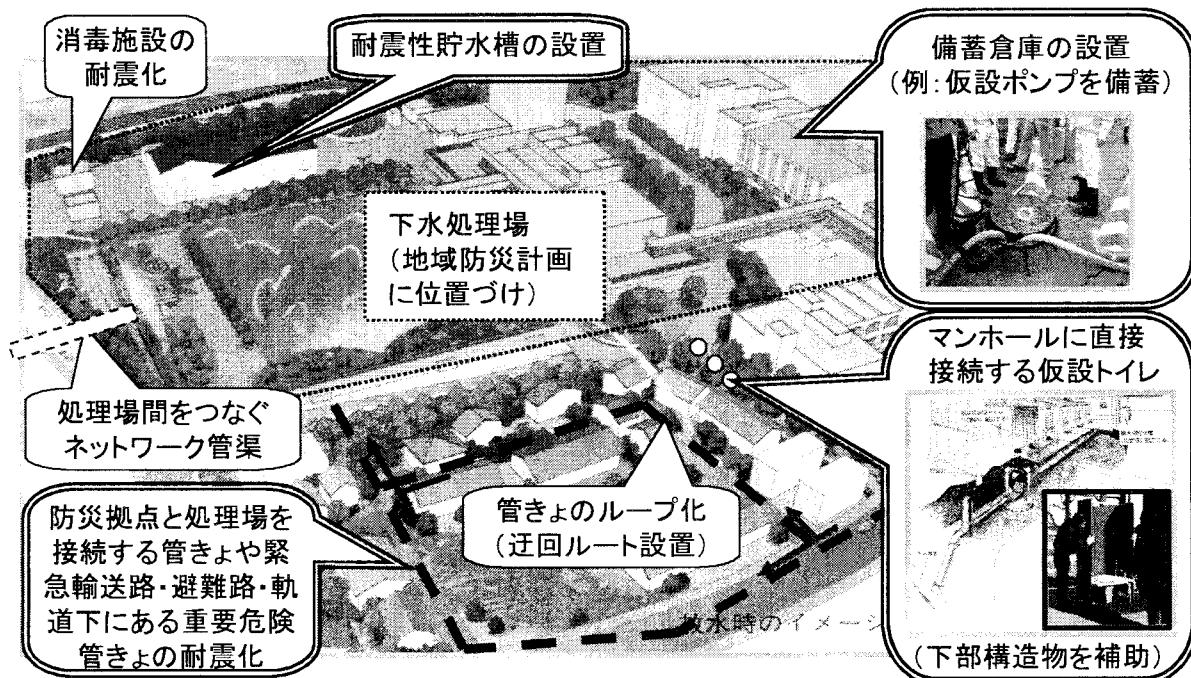
地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化を緊急かつ重点的に促進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進める。

2. 概要

地震対策に取り組む必要性が高い地域において、計画期間5年間以内の「下水道地震対策緊急整備計画」を策定（計画策定期間は平成18年度より3年間以内とする。）し、下水道地震対策を緊急かつ重点的に推進する。

3. 事業効果

地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化が図られ、被災した場合における下水道機能のバックアップが確保される。



_____ を現行の補助対象に追加

高度処理共同負担事業に係る国庫補助対象範囲の拡充

流域管理官

1. 背景・目的

三大湾や湖沼等の閉鎖性水域では依然として水質改善が進んでおらず、水域に流入する窒素、リンの汚濁負荷を減らすため下水道の高度処理を推進する必要がある。

平成17年の下水道法改正によって制度化された「高度処理共同負担事業」は、効率的に高度処理を行うことができる終末処理場が他の終末処理場の汚濁削減機能を代替することで、流域全体としてより経済的な高度処理を目指すものである。

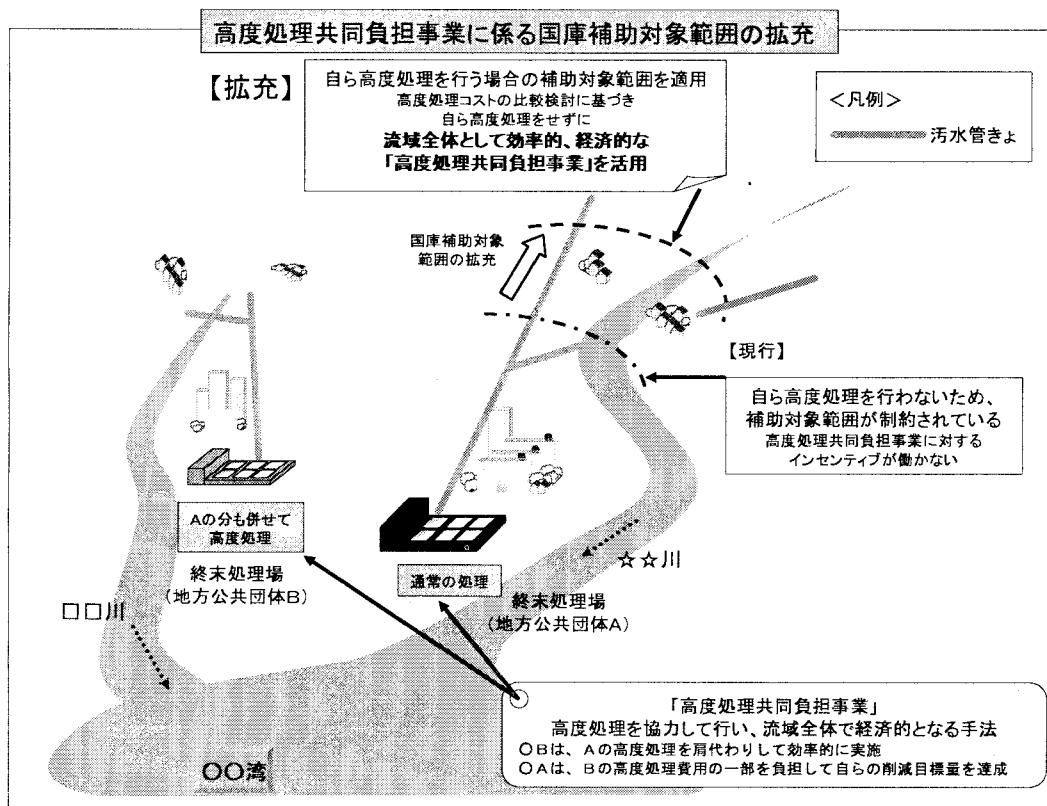
本事業を円滑に実施するためには、費用の一部を負担し、他の地方公共団体の高度処理によって汚濁削減を実施する地方公共団体の国庫補助に係る条件を、自ら高度処理を行い、汚濁を削減する場合と同等にする必要がある。

2. 概要

「高度処理共同負担事業」の活用により、効率的に高度処理を行う他の地方公共団体の費用の一部を負担し、自らの窒素又はリンの削減目標量を達成する終末処理場については、その処理区域に係る污水管きよの整備に対して、「自ら高度処理を行う場合の国庫補助対象範囲」を適用する。

3. 事業効果

高度処理共同負担事業に係る国庫補助対象範囲の拡充により、高度処理共同負担事業の推進が図られ、窒素又はリンの削減目標量の達成が円滑に推進されるとともに、流域全体としての高度処理に係る費用が低減される。



新世代下水道支援事業制度の拡充

下水道企画課

1. 背景・目的

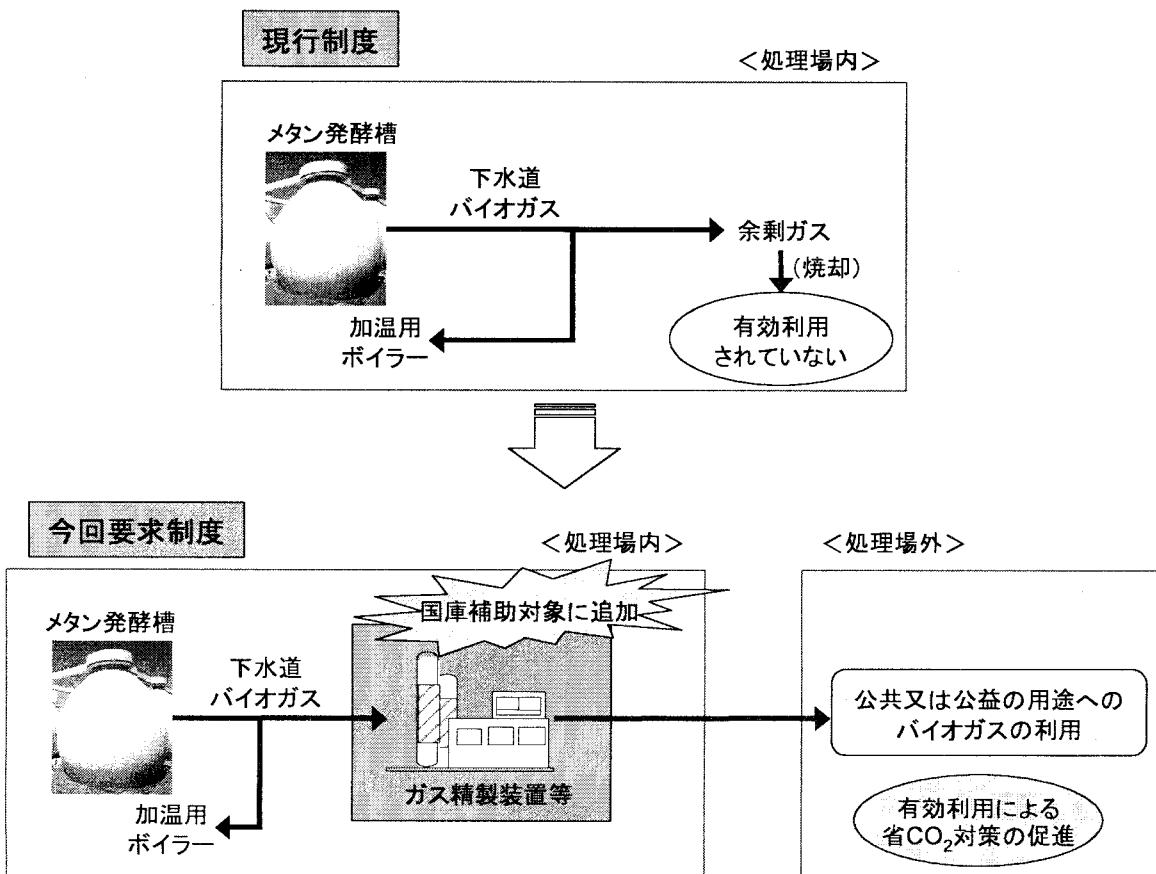
地域全体として省CO₂対策を促進するため、下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンガスを主成分とする下水道バイオガスのより一層の活用を図る。

2. 概要

新世代下水道支援事業制度（リサイクル推進事業：未利用エネルギー活用型）の要件を拡充し、下水処理場外で下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用する場合、下水道バイオガスを供給するために必要な施設（下水処理場内に設置するものに限る。）を国庫補助対象とする。

3. 事業効果

現在活用されていない下水道バイオガスの下水処理場外での有効利用を促進することにより、効果的かつ効率的に地域全体の省CO₂対策が推進される。



都道府県過疎代行制度の拡充

下水道事業課

1. 背景・目的

市町村合併に伴い、合併前は都道府県過疎代行制度を適用できた区域が都道府県過疎代行制度の対象から外れる場合が生じている。このような場合において、都道府県過疎代行制度の要件を緩和し、合併後においても都道府県過疎代行制度の対象とすることで下水道整備を促進する。

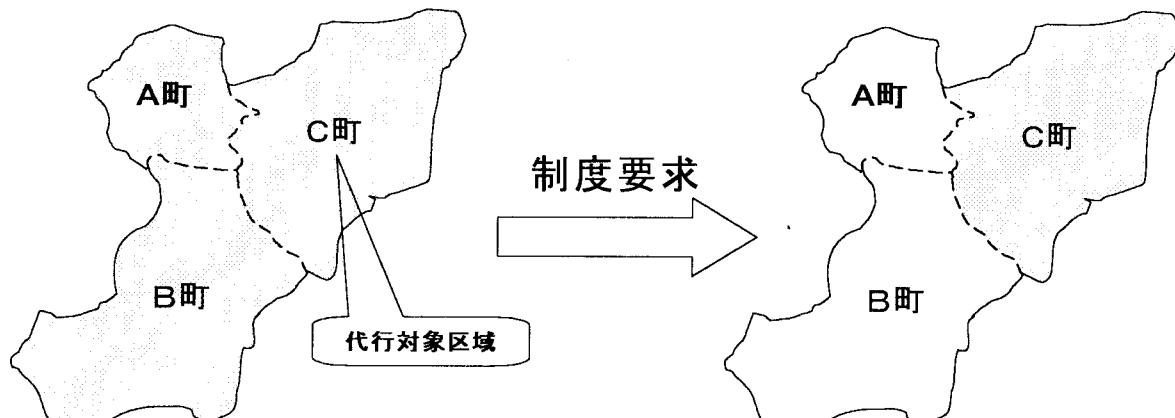
2. 概要

都道府県過疎代行制度の対象要件を緩和し、合併を行った市町村を対象に、合併前の市町村区域の単位で対象要件を判断し、都道府県過疎代行制度の適用が可能となるよう制度の拡充を図る。

なお、平成14年3月31日以降に合併を行った市町村について、合併が行われた日から10年を経過する日の属する年度末日までの間について、合併前の市町村の区域を単位として判断することができる経過措置とする。

3. 事業効果

現行制度では合併後の市町村全体で適用の可否を判断しているが、旧C町の区域のみで可否を判断できるよう制度の拡充を図ることにより、過疎市町村の下水道普及を促進する。



 : 代行要件判断区域

地域防災拠点となる防災公園の創設

公園緑地課

1. 背景・目的

近年の地震災害の教訓を踏まえ、災害時に救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資輸送の中継基地となる都市公園の整備を推進することにより、都市の安全性向上を図る。

2. 概要

地域防災計画に位置づけられ、緊急輸送道路その他の幹線道路により広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性を有し、災害発生時に

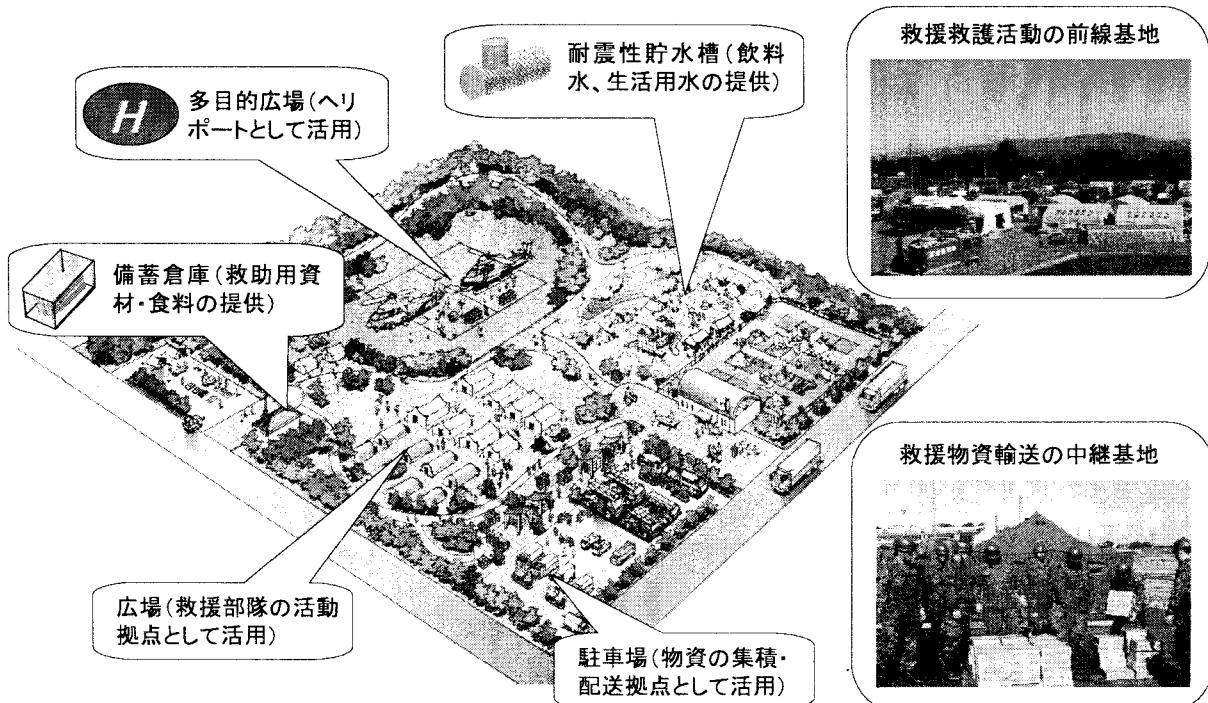
- ・消防部隊・ボランティア等の救援救護活動の前線基地
- ・広域防災拠点や他地域からの救援物資輸送の中継基地

としての機能を発揮する都市公園について、地域防災拠点となる防災公園として個別補助の対象事業に追加する。

3. 事業効果

防災拠点としての都市公園の整備を推進することにより、被災地への円滑な救援活動、救援物資輸送が可能となり、都市の防災機能が向上する。

【地域防災拠点となる防災公園のイメージ】



広域避難地・避難路となる防災公園の対象要件の拡充

公園緑地課

1. 背景・目的

平成17年9月1日に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行されるなど、大規模地震発生の危険性が高い地域における安全性向上が急務となっていることを受け、広域避難地となる防災公園等の対象要件の拡充を行い、都市の安全性向上を図る。

2. 概要

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の広域避難地の対象要件への追加

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する都市の安全性の向上を図るために、広域避難地となる防災公園の対象都市に以下の都市を追加する。

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市

(2) 広域避難地となる防災公園及び避難路となる緑道の対象要件の拡充

広域避難地となる防災公園及び避難路となる緑道の対象要件について、下記の拡充を行う。

①広域避難地となる防災公園

- 1) 面積要件について、「周辺の不燃化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園（都市公園面積おおむね8ha以上）」を追加する。
- 2) 面積要件について、都市公園面積が10ha以下でも周辺の空地とあわせて面積が10ha以上となる都市公園の面積下限を4ha以上とする。

②避難路となる緑道

幅員要件について「周辺の不燃化の状況等を勘案して幅員10m以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保される都市公園」を追加する。

3. 事業効果

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震発生が想定される地域において、広域避難地となる防災公園の整備が推進されるとともに、周辺の不燃化等の状況を勘案した防災公園の整備が推進され、安全な都市の形成が図られる。

津波対策となる防災公園の拡充

公園緑地課

1. 背景・目的

大規模地震発生に伴う津波災害から国民の生命・財産を守るために、一次避難地となる防災公園の対象要件の拡充を行い、津波被害に対する対策の強化を図る。

2. 概 要

一次避難地となる防災公園の対象要件について、以下の拡充を行う。

- ①地域要件に「地域防災計画により津波の被害が想定される地区」を追加する。
- ②面積要件に「地域防災計画により津波避難場所として位置づけられる都市公園に関しては1ha以上」を追加する。

3. 事業効果

津波からの避難地となる防災公園の整備を推進することにより、津波発生時の被害が軽減される。

【津波対策となる防災公園のイメージ】



防災公園街区整備事業の対象地域の追加

公園緑地課

1. 背景・目的

市街地整備と防災公園整備を一体的に推進する防災公園街区整備事業の対象地域を拡充し、大規模地震発生の危険性の高い地域における既成市街地の防災機能の強化を図る。

2. 概要

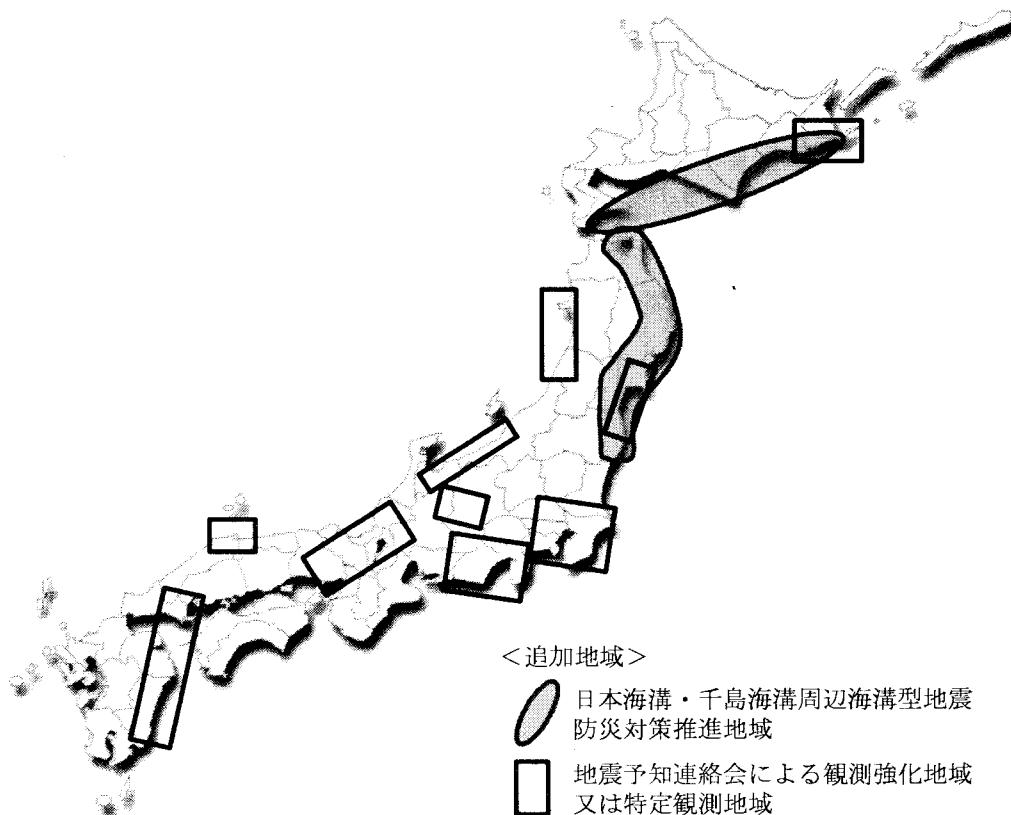
防災公園街区整備事業の対象地域に、

- ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」
 - ・「地震予知連絡会による観測強化地域又は特定観測地域」
- を追加する。

3. 事業効果

大規模地震発生の危険性が高い地域の既成市街地において、防災機能の向上が図られる。

【追加対象地域のイメージ】



防災公園等機能強化推進事業の創設

公園緑地課

1. 背景・目的

大規模地震発生の際に被害が甚大となる恐れが高いにもかかわらず、用地取得などが困難で防災対策が不十分な市街地において、都市公園等を活用した効率的な防災機能強化及び機動的なオープンスペースの確保を推進することによって、都市の安全性向上を図る。

2. 概要

防災公園や防災公園と一体となった市民緑地における災害応急対策施設の整備及び公園施設の耐震化などの防災機能の強化について、緊急的に推進を図る事業を創設する。

3. 事業効果

都市公園等を活用した防災機能強化の推進により、効率的かつ早期に都市の安全性の向上が図られる。

【防災公園等機能強化推進事業のイメージ】



市街地再開発事業等の拡充

市街地整備課

1. 市街地再開発事業等における防災性能強化の推進

(1) 背景・目的

免震・制震構造工事等再開発ビルの防災性能強化に要する費用に対する補助の対象事業の地域要件を見直し、市街地再開発事業による防災拠点形成の推進を図る。

(2) 概 要

再開発ビルの防災性能の強化に要する費用*に対する補助の対象事業について、地域要件を撤廃するとともに、地域防災計画に基づく事業に重点化する。

(現行の要件)

地盤が軟弱な区域内において地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われる事業。

ただし、次に掲げる地域内に限定。

- ① 三大都市圏の既成市街地等
- ② 指定都市・県庁所在の市の区域
- ③ 地震防災対策強化地域
- ④ 観測強化地域及び特定観測地域

(改正後の要件)

地盤が軟弱な区域内において地域防災計画に基づいて行われる事業。

(地域要件なし)

※ 杭長10メートルを超える部分の特殊基礎工事（免震構造工事を含む）

(3) 事業効果

地域防災計画に基づき行われる全ての事業に係る防災性能強化に要する費用を補助対象とすることにより、市街地の防災拠点の形成が促進される。

2. 阪神・淡路大震災の復興関連事業の推進

(1) 背景・目的

阪神・淡路大震災による被災市街地の早期復興を図るため、関連して行われる市街地再開発事業について、引き続き特別の財政支援を講ずる。

(2) 概 要

阪神・淡路大震災に関連して行われる市街地再開発事業のうち、平成17年3月31日までに国庫補助採択を受けた事業については、非常災害時補助率（2／5）を平成22年3月31日まで適用する。

(3) 事業効果

施行者の負担を軽減することにより、阪神・淡路大震災による被災市街地の早期復興が図られる。

都市再生区画整理事業の拡充

市街地整備課

1. 中心市街地活性化の推進

(1) 背景・目的

中心市街地において土地区画整理事業の活用により、各種の都市機能の導入、歩行者空間の充実を図り、中心市街地の活性化を推進する。

(2) 概要

- ① 教育文化施設、医療施設等の公益施設が立地する敷地上の既存建築物の移転補償費を補助限度額に追加する。
- ② 補助限度額における用地費の積算について、従来15%からの公共用地率の増分を基に算出していたが、この15%に替えて、土地所有者が自助努力によりセットバック（過小宅地は除き、前面道路幅員4mを確保。）した公共用地率を用いることができるものとする。
- ③ 街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業について、複数の土地区画整理事業の合計面積が補助面積要件を満たす場合も補助対象とする。

(3) 事業効果

空き地・空き店舗等の入れ替え・集約、教育文化施設、医療施設等の公益施設の立地、歩行者空間の充実等が促進され、中心市街地の活性化が図られる。

2. 密集市街地の防災性の向上の推進

(1) 背景・目的

密集市街地において土地区画整理事業の活用により、避難路・延焼遮断空間の創出や耐火建築物への建替えの促進を図り、防災性の向上を推進する。

(2) 概要

- ① 地域防災計画に定められた避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺、避難地にあって、耐火建築物が立地する敷地上の既存建築物の移転補償費を補助限度額に追加する。
- ② 補助限度額における用地費の積算について、従来15%からの公共用地率の増分を基に算出していたが、この15%に替えて、土地所有者が自助努力によりセットバック（過小宅地は除き、前面道路幅員4mを確保。）した公共用地率を用いることができるものとする。
- ③ 街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業について、複数の土地区画整理事業の合計面積が補助面積要件を満たす場合も補助対象とする。
- ④ 安全市街地形成重点地区等の地区要件について、「東南海・南海地震防災対策推進地域」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」を追加する。

(3) 事業効果

避難路等の確保や不燃化の促進により、密集市街地の防災性の向上が図られ、地震等の災害による人的・物的被害が抑制される。

都市再生交通拠点整備事業の拡充

街路課

1. 背景・目的

少子高齢社会への対応の一環として、人にやさしい都市交通体系の構築を図るため、バリアフリー化を一層促進する。このため、バリアフリー化が必要とされている1日あたり乗降客数5千人以上の駅周辺において、駅構内のバリアフリー化とあわせて、駅前市街地までのバリアフリー化を促進するため、地区要件について以下の拡充を行う。

2. 概要

- 地区要件の拡充

「1日の乗降客数がおおむね1万人以上の駅を中心とした地区」を
「1日の乗降客数がおおむね5千人以上の駅を中心とした地区」とする。

ただし、1日の乗降客数がおおむね5千人以上1万人未満の駅を中心とした地区においては、バリアフリー化を図る地区に限る。

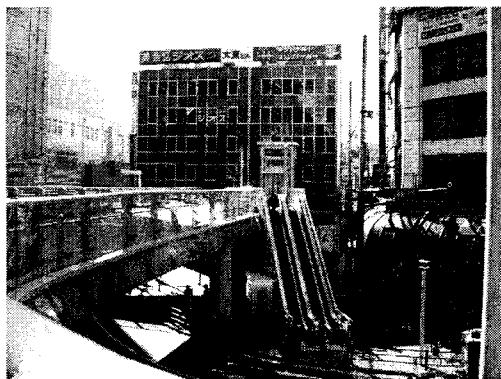
3. 事業効果

現在、バリアフリー法において、すべての駅についてバリアフリー化を図るとされている、乗降客数がおおむね5千人以上の駅について、周囲の駅前市街地への経路も合わせてバリアフリー化を図ることができるようになる。

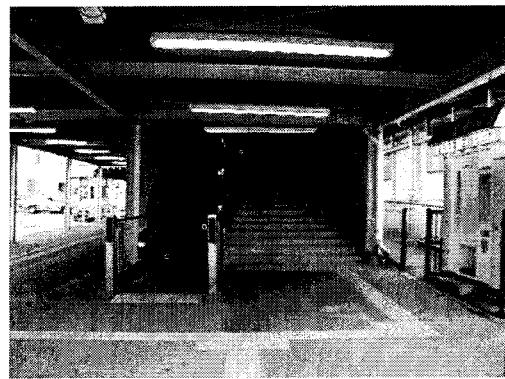
(参考)

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく「移動円滑化の推進に関する基本方針」において、乗降客数が5千人以上の鉄道駅等に関し、平成22年までに移動円滑化を原則として全ての鉄道駅について実施することとされている。

(整備イメージ)



駅前デッキのバリアフリー化



自由通路のバリアフリー化

都市防災総合推進事業の拡充

まちづくり推進課都市防災対策室

1. 背景・目的

我が国の都市は、都市基盤施設の整備が伴わないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。このため施行地区要件・事業実行主体の追加を行うことにより、地域の発意を支援する地震防災対策を推進し、密集市街地に代表される防災上危険な市街地において、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を促進する。

2. 概要

(1) 施行地区要件の見直し

地震危険度マップの整備等を促進するため、施行地区要件に都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト（第3次決定）に基づく大火の可能性の高い危険な市街地（重点密集市街地）を含む市町村を追加（ただし災害危険度判定調査については、平成20年度までに限る）等を行うとともに、メニュー毎の施行地区要件を統一・整理し、重点的な事業推進を図る。

(2) 事業主体の拡充

災害危険度判定調査の事業主体に、密集市街地整備法第289条により指定される防災街区整備推進機構を追加する。

3. 事業効果

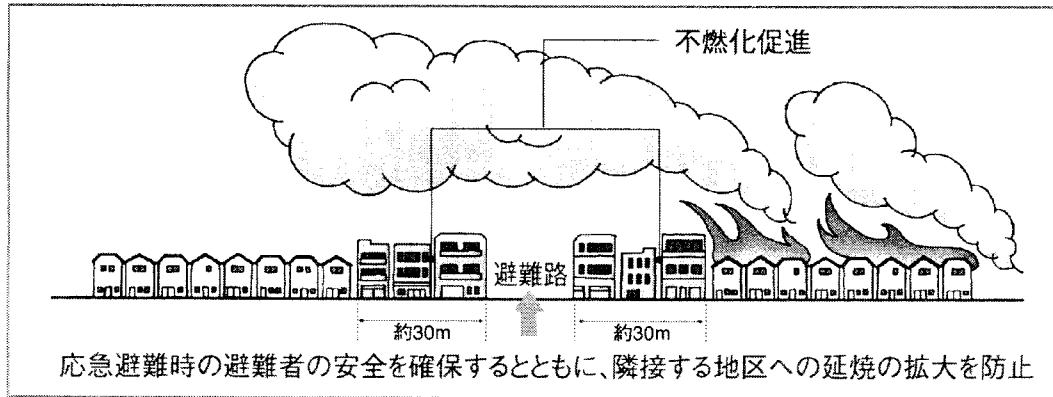
本事業の推進により、大火の可能性の高い危険な市街地を中心に、防災上危険な地域を明示して地域住民の防災意識の高揚を図り、避難地・避難路整備及び建築物の不燃化を促進して、官民一体となって地域の防災安全性を早急に向上させることが可能となる。

【参考】都市防災総合推進事業の概要

都市の防災性の向上を図るために地方公共団体等が行う以下の事業に対する総合的補助

- ①災害危険度判定調査
- ②住民等のまちづくり活動支援
- ③地区公共施設等整備
- ④都市防災不燃化促進

<都市防災不燃化促進のイメージ例>



整備効果のイメージ

暮らし・にぎわい再生事業の創設

まちづくり推進課、市街地整備課、住宅局市街地建築課

1. 背景・目的

現在、中心市街地は、居住人口の減少、公共公益施設の移転や郊外大型店の立地といった原因により衰退している。

これまでの中心市街地活性化施策は、商業振興に偏り、生活空間としての都市機能集積への取組、地権者を巻き込んだまちづくりの取組や「選択と集中」が不十分であった。このような反省点を踏まえ、中心市街地の再生を図るため、まちなかの暮らし・にぎわいの再生に資するまちづくりへの支援を推進する。

2. 概要

中心市街地の再生を図るため、「選択と集中」の考え方に基づき、意欲のある地区を選定し、空きビルの再生並びにこれに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業を創設する。

3. 事業効果

中心市街地における既存ストックを活かしたまちづくりを支援することにより、まちなかのにぎわいの回復が図られ、多くの住民にとって暮らしやすいまちづくりが促進される。



エコまちネットワーク整備事業の創設

市街地整備課、街路課

1. 背景・目的

京都議定書の発効など地球環境問題への対応は喫緊の課題であり、エネルギー消費の多い都市部において早急な対応が求められている。このため、多くの都市開発が予想される都市再生緊急整備地域において、都市開発と一体的に環境負荷の削減対策を行うことにより、効果的・効率的に都市環境の改善を図る。

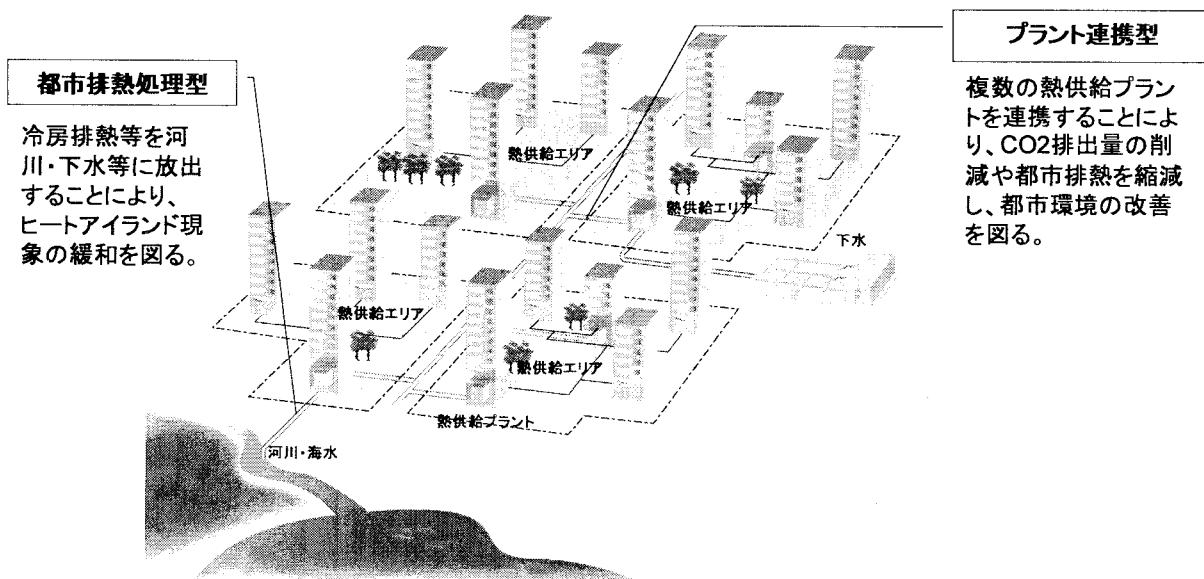
2. 概要

都市再生緊急整備地域内において、都市環境負荷削減プログラムを策定・公表する場合に、以下の都市環境の改善を図るための施設整備等に要する費用に対する補助制度を創設する。

- ①都市環境負荷削減プログラムの策定に要する費用
- ②都市環境負荷削減プログラムに位置付けられた施設の整備費用
 - ・複数の熱供給プラントを連携するための熱導管、熱交換器及び付帯施設
 - ・都市排熱を処理するための熱導管、熱交換器及び付帯施設

3. 事業効果

熱供給プラントの連携によるCO₂排出量の削減及び冷房排熱等の河川・下水への放出によるヒートアイランド現象の緩和等、都市環境の改善が図られる。



宅地耐震化推進事業の創設

都市計画課

1. 背景・目的

昨年発生した新潟県中越地震は、「地盤災害」と呼ばれたほど、多くの宅地が被災し、特に、大規模に谷を埋めた盛土造成地に地すべり的崩落による被害が集中した。

今後、想定されている東海地震や南海・東南海地震、首都直下地震等の大規模地震では、多くの大規模盛土造成地が崩落等による被害発生の恐れがあるため、その耐震性を早急に向上し、被害軽減を図ることが必要である。

2. 概要

(1) 大規模盛土造成地の変動予測

地震時における大規模盛土造成地の変動予測（宅地ハザードマップの整備）を行なう地方公共団体に対して補助する（補助率1/3）。

(2) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

1) 対象地区

次の①及び②に該当する地区

- ①宅地造成等規制法により危険な造成地として指定された区域又は宅地造成工事規制区域内において勧告がなされた区域
- ②盛土部分の面積が3千m²以上、かつ当該盛土上に家屋が10戸以上あるもののうち、当該盛土の滑動崩落により、道路、河川、鉄道若しくは地域防災計画に記載されている避難地又は避難路に被害が発生するおそれのあるもの

2) 補助対象

大規模盛土造成地の滑動崩落防止対策工事について、地方公共団体がその費用の一部を助成する場合等に当該地方公共団体に対して補助する（補助率1/4）。

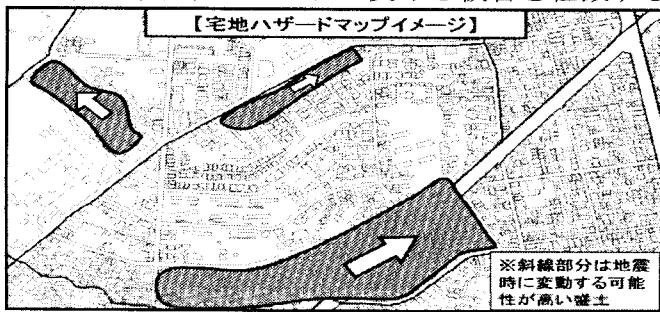
3. 事業効果

○大規模盛土造成地の変動予測（宅地ハザードマップの整備）

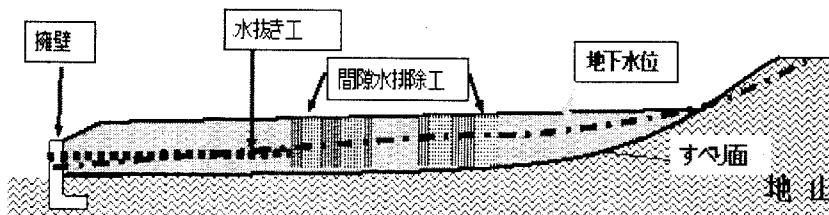
外見上危険性が必ずしも明らかではない盛土宅地のリスクを開示し、市場の評価と所有者等による対策工事を実施することにより、宅地の耐震性向上を図ることが可能となる。

○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

宅地所有者等の自助による対策工事を促進し、大規模盛土造成地の滑動崩落による住宅、建築物、インフラが受ける被害を軽減する。



水抜工

大規模盛土造成地
滑動崩落防止工事イメージ

まちづくり交付金の拡充

まちづくり推進課都市総合事業推進室

1. 背景・目的

市町村の提案をより一層事業等に活かすことにより、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進する。

2. 概要

全国都市再生をより一層推進するため事業規模を拡大するとともに、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業を行う地区について、公共投資の効率化、地域振興のいずれにも貢献するものとみなし、交付限度額における市町村の提案事業枠を1割から2割に拡大し、市町村の創意工夫をより一層活かした取組を推進する。

※提案事業

道路、公園等の公共施設整備と一体となって実施することにより、相乗効果が期待される事業。中心市街地活性化、安全・安心まちづくり、少子・高齢化への対応など、市町村が掲げるまちづくりの目標に対応して様々な事業を交付対象とすることが可能。

3. 事業効果

市町村の自主性・創造性をより一層まちづくりに反映することが可能となり、創意工夫を活かしたまちづくりが促進される。



中心市街地における民間都市開発推進機構の まち再生出資業務・参加業務等の拡充

まちづくり推進課

1. 目的

中心市街地の活性化に資する民間都市開発事業を一層支援するため、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画区域内において行われる民間都市開発推進機構のまち再生出資業務・参加業務等について、要件の改正を行う。

2. 概要

○まち再生出資業務について

市町村が作成する都市再生整備計画の区域内で行われるまち再生出資業務について、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で一定の条件を満たす場合においては、以下の要件緩和を行う。

- 1) 事業区域面積の要件を、5,000m²以上から2,000m²以上に緩和する。（注）
- 2) 既存建築物の改築等も対象とする。
- 3) 複数の事業区域で建築物の整備等を行う場合の事業区域面積の要件について、複数の事業区域面積の通算を認める。

（注）原則として当該事業により整備される床面積の合計1/2以上を住宅の用に供する事業については「街なか居住再生ファンド」により支援することとし、対象としない。

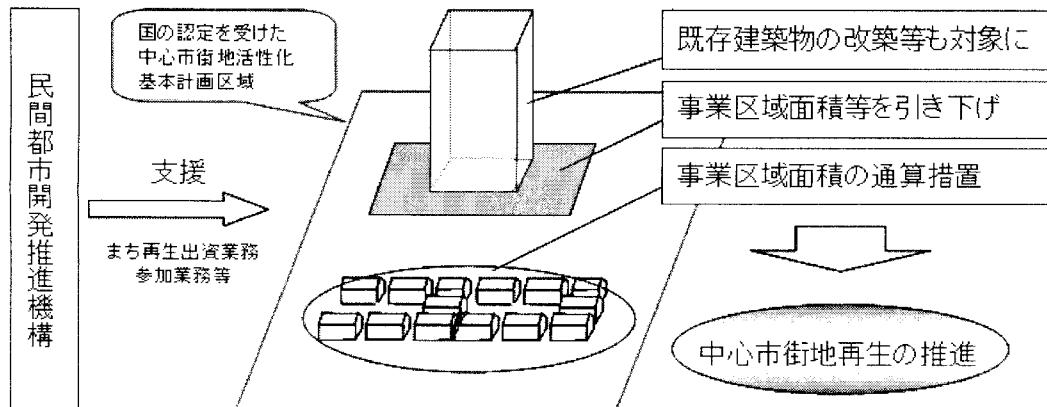
○参加業務等について

参加業務等について、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内においては、以下の要件緩和を行う。

- 1) 事業区域面積・建築物の延床面積の要件を、2,000m²以上から1,000m²以上にそれぞれ緩和する。
- 2) 既存建築物の改築等も対象とする。
- 3) 複数の事業区域で建築物の整備等を行う場合の事業区域面積の要件について、複数の事業区域面積の通算を認める。

3. 事業効果

要件の緩和により、中心市街地において、それぞれの地域の身の丈にあった比較的小規模な事業、遊休化した施設を新しい床需要に対応した建築物にコンバージョンする事業、商店街の複数の空き店舗を順次リニューアルする事業等に対して民間都市開発推進機構が支援することが可能となり、中心市街地の再生が推進されることが期待される。



連続立体交差事業を支援する融資制度の創設等

街路課

1. 背景・目的

連続立体交差事業は、その事業規模から地方公共団体のみならず事業費の一部を負担する事業者にとっても大きな負担となっている。

また、「開かずの踏切」への対策をはじめ、踏切対策のスピードアップを図っていく中で、今後、経験、施行能力等の乏しい地方公共団体が施行者となる連続立体交差事業が増大することが見込まれており、これへの対応が必要である。

このため、意欲、能力のある事業者の積極的な参画を得て事業促進を図るインセンティブとして、踏切道改良促進法に基づく認定事業者に対する無利子貸付制度を創設するとともに、施行能力等が脆弱な地方公共団体に対する体制支援や民間活力の活用等により連続立体交差事業の促進を図る観点から、立替施行者の拡大を図るものである。

2. 概要

(無利子貸付制度の創設)

ボトルネック踏切等を除却する連続立体交差事業を対象として、踏切道改良促進法に基づく認定事業者が負担する事業費の一部に対し地方公共団体が無利子で資金を貸し付ける場合に、当該地方公共団体に対し当該貸付金の一部について無利子貸付を行う。

対象事業者：地方公共団体を通じ認定事業者

事業条件：ボトルネック踏切等を含む連続立体交差事業

貸付率：地方公共団体が無利子で貸し付ける金額（事業者負担分の1/2以内）の1/2以内

利 率：無利子

償還期間：20年以内（5年以内の据置期間を含む）

(立替施行制度の拡充)

現在、鉄道事業者、軌道経営者に限定されている連続立体交差事業に係る立替施行者の対象を、特定目的会社（SPC）、第三セクター、機構等に拡大する。

3. 事業効果

当該貸付制度等の活用により、意欲、能力ある事業者の参画が促進されるとともに、地方公共団体に対する体制支援や民間活力の活用等により、連続立体交差事業のスピードアップを図る。

連続立体交差事業の採択基準の拡充

街路課

1. 背景・目的

本年3月に踏切事故が発生した東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近の「開かずの踏切」のように、歩行者、自転車交通が多い問題踏切であっても、生活道路の踏切対策は遅れており、対策の充実が必要である。

このため、現在、幹線道路の踏切を対象としている連続立体交差事業について、歩行者、自転車交通の多い生活道路の踏切を除外する連続立体交差事業を採択対象とすることにより、「開かずの踏切」をはじめとする踏切への対策を緊急かつ重点的に実施するものである。

(開かずの踏切：ピーク時1時間あたりの踏切遮断時間が40分以上の踏切)

2. 概要

- (1) 連続立体交差事業の採択基準として、生活道路の歩行者ボトルネック踏切（※）を1本以上含む事業を追加。
- (2) (1)にあわせ、生活道路の歩行者ボトルネック踏切を含む事業については踏切交通遮断量要件にかかる対象交通を「自動車交通」から、「自動車交通、歩行者交通及び自転車交通」に読み替え。

(高架区間のあらゆる1kmの区間の踏切道において、5年後における1日の踏切交通遮断量の和が2万台時／日以上であること→2万台（人）時／日等

※生活道路の歩行者ボトルネック踏切

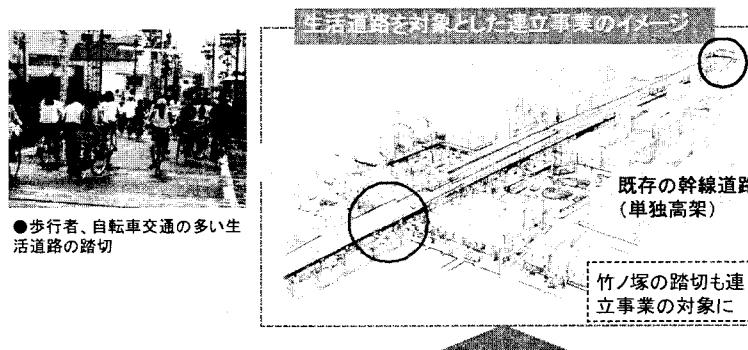
自動車、自転車及び歩行者の踏切交通遮断量が5万台（人）時／日以上、かつ、自動車及び歩行者の踏切交通遮断量が2万台（人）時／日以上の幹線道路以外の踏切幹線道路

ボトルネック踏切：「開かずの踏切」及び自動車の踏切交通遮断量が5万台時／日以上の踏切

踏切交通遮断量：一日あたりの交通量×一日あたりの踏切遮断時間

3. 事業効果

本施策により竹ノ塚駅付近の踏切など、歩行者交通の多い「開かずの踏切」等の生活道路の踏切除却を推進する。また、これにあわせ、近接した幹線道路が立体交差化されているなど、大型車の通行が必ずしも必要のない場合には、高さ、延長を抑えたミニ連立を推進し、連続立体交差事業のコストを縮減するとともに、街中への大型車の流入を抑制する。



近接した幹線道路が既に立体
交差化されており、駅周辺等で
大型車の通行が必要のない区
間では、

高さ、延長を抑えた
ミニ連立を推進

都市交通戦略策定調査費補助の創設

街路課

1. 背景・目的

地域主導で魅力ある将来都市像とその実現に必要な安全で円滑な都市交通を実現するためには、各モード間の連携強化とそれに基づく施策の総合的な推進が必要となっている。

このため、地方公共団体が地域の関係者とともに、将来都市像及び都市交通施策とその実施プログラム等を内容とする都市交通の戦略を策定し、それに基づく都市交通施設の整備や管理等の都市交通施策を展開することを推進する。

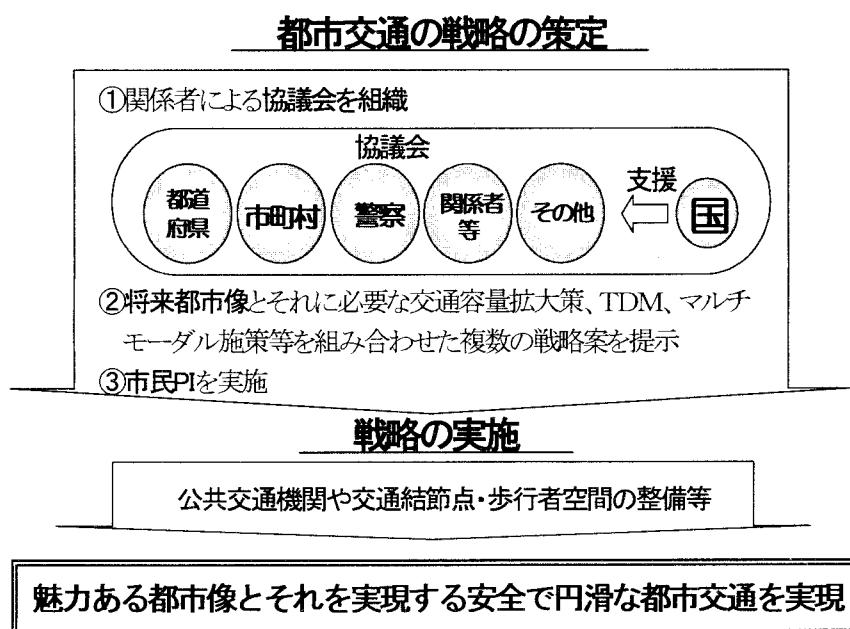
2. 概要

地方公共団体による都市交通の戦略の策定及びそれに基づいて都市交通施策が進められることを促進するため、「都市交通戦略策定調査」を創設（（目）交通調査費補助に新規事項立て）し、以下の内容を実施する。

- ・地方公共団体が、道路管理者、警察等の関係者で構成される協議会等において、魅力ある将来都市像と、その実現に必要なハード・ソフト一体となった都市交通施策や実施プログラム等を内容とする都市交通の戦略の策定を行うことに対して補助する。

3. 事業効果

都市交通の戦略の策定及びそれに基づく総合的な都市交通施策が推進されることによって、安全で円滑な都市交通の実現が促進される。



都市再生機構に対するまちなか再生・ まちなか居住推進型出資金制度の創設

まちづくり推進課、住宅局民間事業支援調整室

1. 背景・目的

細分化した青空駐車場や空き店舗の増加等により、活力を失いつつある中心市街地において、低未利用地を活用して、まちなか再生やまちなか居住の用に供する敷地の整備及び公益施設、社会福祉施設等にぎわいの創設や暮らしやすさの向上ももたらす施設の整備を図り、中心市街地の活性化を推進する。

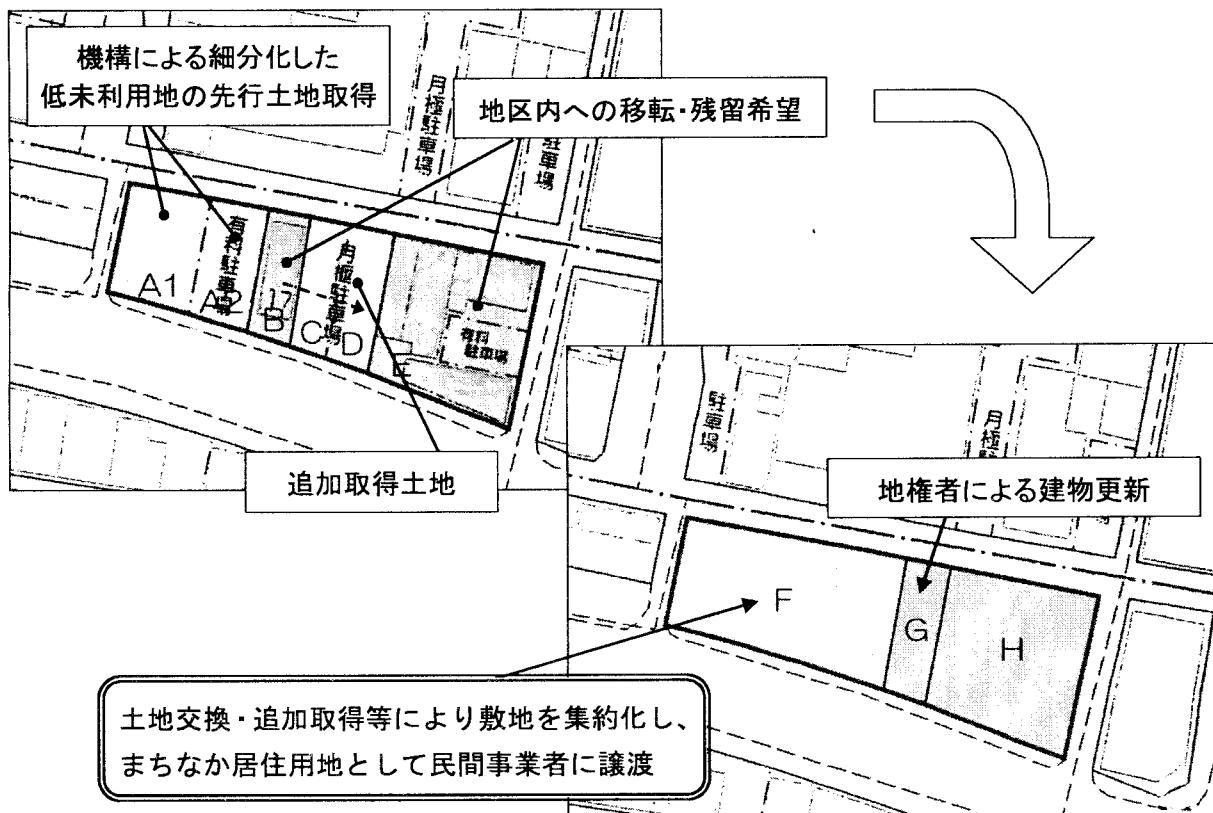
2. 概要

中心市街地の再生を推進するため、地方公共団体の要請に基づき低未利用地を取得した上で、土地の集約化等権利調整を伴う事業を行い、地方公共団体と適切な役割分担を図りつつ、当該用地を核としたコーディネート、敷地整備、建物共同化等を進めることとし、このための用地取得等に出資金を充当する制度を創設する。

3. 事業効果

地方公共団体と都市再生機構の協力により、中心市街地内の低未利用地が活用され、都市のにぎわいが創出される。

(事業イメージ)



都市地方連携推進事業の拡充

地方整備課

1. 背景・目的

都市と地方の交流については、都市側の価値観の多様化への対応、地方側の地域経済の活性化を進める方策として、その推進が強く求められており、これら都市と農山漁村の共生・対流のニーズの高まりに対し、支援制度の一層の充実が不可欠となっている。

このため、市町村同士の連携事業に加え、市町村がNPO、商工会、組合、まちづくり団体などの多様な主体と連携して行う事業を追加する。

2. 概要

市町村がNPO、商工会、組合、まちづくり団体など多様な主体と連携して行う事業を対象に追加する。

[制度概要] (下線を拡充)

(1) 事業主体： 市町村

(2) 対象事業： 都市と地方の先導的な交流推進に係る調査費、施設整備費、地域活動等推進費で、以下に該当するもの。

1) 市町村同士が連携して行う事業

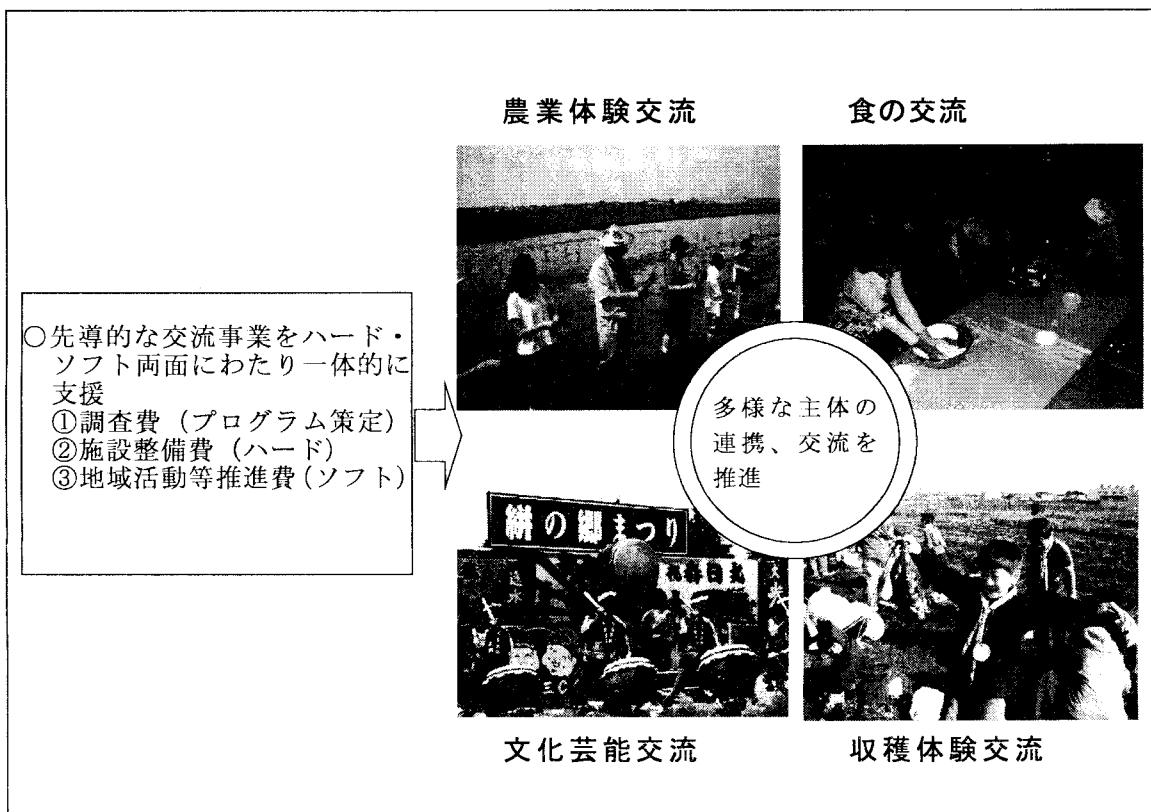
2) 市町村とNPO等の多様な主体が連携して行う事業

(3) 補助率： 1／3以内

(4) 実施期間： 原則3か年度以内

3. 事業効果

役所同士の連携や介在を必要とするもののみならず、様々な連携相手と交流事業を行うことにより、都市と地方の連携、交流が多様に展開され、地域の創意工夫を活かした地域づくりが促進される。



道路交通適正化のための公共交通利用促進施策

街路課

1. 背景・目的

道路交通の円滑化にあたっては、道路の新設等に加えて、LRT等の公共交通機関の利用促進を図ることが必要である。

このため、情報技術を活用し、LRT等の公共交通機関の速達性や利便性等を向上させ、その利用を促進するためのシステムづくりを推進する。

2. 概要

道路交通適正化の観点から、情報技術を活用して公共交通機関の利用を促進するためのシステムの開発及び実証実験を実施するとともに、実証実験と連動したシステムの導入に対する支援（補助率2／3）を行う。

○ LRT優先信号システムの高度化

LRTの速達性・定時性を向上するための高度なLRT優先信号システム

○ 公共交通情報提供システムの高度化

利用者が求める高度な運行情報等をリアルタイムに効果的・効率的に提供するシステム

○ 乗り継ぎ円滑化の促進

パーカンドライド施策等の乗り継ぎを円滑化するために必要なシステム

3. 事業効果

情報技術を活用した新たなシステムの開発・導入により、公共交通機関の利用が促進され、道路交通の適正化が図られる。

